

広島県文化財保護審議会埋蔵文化財部会記録

- 1 日 時 平成29年8月22日(火) 午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 県庁本館 103 会議室
- 3 出席者 部 会 鈴木埋蔵文化財部会長, 松井部会長職務代理者, 小都委員
事務局 西村課長補佐(兼)埋蔵文化財係長, 平川文化財保護主事
- 4 審議内容 広島県重要文化財の指定について
- 5 審議結果 広島県重要文化財指定候補物件は, 名称を「袈裟襷文銅鐸(黒川遺跡出土)」とする。調書案の修正を行い, 10月16日開催予定の総会に諮る。

6 会議内容

松井部会長 広島県重要文化財の指定について, 事務局から説明をお願いします。
職務代理者
事務局

6月9日の部会で御質問御意見があった点について説明する。

(1) 指定名称について

国・県指定の銅鐸の指定名称を確認した。近年の, 出土地が判明しているものについては, ○○遺跡出土○○といった名称が付けられている。このことから, 今回の場合は, 黒川遺跡出土銅鐸という名称でよいのではないかと考えている。

(2) 中国地方出土の銅鐸について

資料を添付

(3) 調書に佐原氏・難波氏の分類名を記載するか

国指定文化財データベースを確認したところ, 近年の指定(荒神谷・加茂岩倉・高塚遺跡)では記載されている。

(4) この際に文化財認定を行うか

帰属関係を明確にするという観点では, 認定を行うことが望ましいと考えている。ただ, 認定を行う際には発見届が必要になるが, 発見から56年経過しており, 発見者の状況が分からない状況があり, 難しい。

まだ確認を取っているわけではないが, 方法としては, 地元の世羅町教育委員会あるいは県の教育委員会が発見者の代理という形で発見届をした上で認定を行うという手続きが可能なのかどうかという点も含めて, 引き続き調べていきたい。

この方法ができないという場合であるが, 6月にもお話したが, 民法第162条第1項の規定(取得時効)がある。この規定により, 権利関係については整理ができると考えている。

松井部会長 事務局から説明があったが, 何か意見があるか。
職務代理者

指定名称について

- ・他の指定名称と同じにするとすれば「袈裟襷文銅鐸」になるが, それではどの個体かということが特定しにくいということになるかと思うので, 出土地が確認できているということにこの資料の特色, 指定する意義があると思うので, そういう意味から出土地名をつける方が望ましいという理由で, 名称を「黒川遺跡出土銅鐸」とするという説明の方がいいと思う。(鈴木部会長)
- ・広島県であれば3つしかないのだから「銅鐸」といえば見当はつくが, 全国的に見たらいっぱいあるので, 「黒川遺跡出土袈裟襷文銅鐸」にするとか。
- ・全国的な傾向に揃えると, 「袈裟襷文銅鐸(黒川遺跡出土)」というやり方もある。(加藤課長)
- ・“袈裟襷文銅鐸”という種類は書いておかないといけな。 (小都委員)

- ・指定名称は「袈裟襷文銅鐸（黒川遺跡出土）」とする。

文化財認定について

- ・将来的に所有権について何かあってはいけないという趣旨であり、整理できるのであればどのような方法でもいい。（小都委員）
- ・発見者が死没されているのであれば発見者なしということになるので、所有権の整理はいらなくなると思っている。発見者の所在が不明という状況であれば、やりようがない。最終的には民法のところまで持っていかないと、文化財保護法なり遺失物法の関係でも難しいと思う。（加藤課長）
- ・県有物として指定するというのであれば、地元の詳細を得た上で進める必要がある。地元で看板も作っている。（松井部会長職務代理者）
- ・地元への働きかけは至急行う。（加藤課長）

松井部会長
職務代理者
事務局
(平川)

では指定調書の案の内容を審議する。

調書案朗読

「型持」の読み方について

- ・「型持」の読み方は“かたもたせ”が伝統的な読み方であると思う。確認してもらいたい。（鈴木部会長）

「農耕祭祀」について

- ・これは農耕祭祀か？（松井部会長職務代理者）
- ・農耕の収穫を祝うとか、収穫ができるように人々が祈った、などの祭祀で使われた道具であると説明がされている。トンボやカエルなどが描かれた銅鐸があり、水田に関わるものであるということから、収穫を願ったものだとしている。（鈴木部会長）

出土位置について

- ・大きな岩の下に置いてあることから、岩で押さえて霊が出てこないようにする霊鎮めという感じがする。大きな岩を上置いて封じ込めてしまうという意味があるのではないか。（松井部会長職務代理者）
- ・そういう可能性も指摘されているが、全ての銅鐸がそういう状況で出土しているわけではない。古墳時代に入るまでに銅鐸が全く使われなくなるので、祭祀の形態が変わるということで、そのような意識が込められたということは考えられる。（鈴木部会長）

「広島県立歴史民俗資料館の開館に併せて」の表記について

- ・「昭和 54 年、広島県立歴史民俗資料館の開館に併せて・・・」とあるが、なんとなく引っかけた。（松井部会長職務代理者）
- ・“昭和 54 年”とせず、“現在は広島県立歴史民俗資料館において保管・展示されている”とする。（鈴木部会長）

「考古学研究室」の表記について

- ・「発見後の銅鐸は、考古学研究室が」となっているが、“広島大学”とするべき。（小都委員）

註について

- ・調書には、註や参考文献は付けないのか。発見の経緯の部分と型式の部分には必要ではないか。（小都委員）

- ・過去の調書を確認する。(加藤課長)

吊り下げの痕跡について

- ・鈕の部分の説明には、すり減っていないとある。一方、内面の突帯頂部の部分の説明には舌が当たって磨滅しているとある。吊り下げていないが、舌が当たって磨滅しているとすると、どのようにして使用したのか、ということになる。(小都委員)
- ・具体的にどのような使用方法だったのか、はっきりしない。(鈴木部会長)
- ・事実関係はそれぞれ観察結果なので、両方併記する必要がある。使用方法については、今の段階では断定できないとするしかない。(加藤課長)
- ・鈕の部分は「なお鈕孔の端部は磨滅していない」で書くのをやめてしまって、舌のところは「磨滅した部分がある」でやめてしまう、ということか。(加藤課長)
- ・吊り下げて使用したものもあるが、ここの場合は、痕跡が明確でないという、補足説明が必要。(小都委員)
- ・“銅鐸上部は鈕であり、一般的に紐をかけて吊り下げられていた。しかしこの個体については吊り下げた痕跡が明確でない、ということ。例えば、「銅鐸上部には鈕があり、一般的に使用時には紐をかけて吊り下げられたと考えられている。」、「鈕には菱環とよばれる突出部が・・・」とするか。(鈴木部会長)
- ・内側の突帯については、「内側には裾部に突帯が一条巡っている。突帯には頂部に磨滅した部分があり、銅鐸を鳴らすために舌などが当たった痕跡と判断できる。」とする。(鈴木部会長)

「旧来の年代観」について

- ・「旧来の年代観」とは何か。(松井部会長職務代理者)
- ・最近、弥生時代の年輪年代や放射性炭素の測定年代に基づいて弥生時代の年代がずっと上がってきている。伝統的に言われている年代観だと中期後半というのは1世紀だが、測定結果に基づくと、紀元前に遡る可能性がある。もっと遡ることを主張する研究者もいる。それを全部書くことはできないので、これまで主流であった年代だと、中期後半は1世紀であるとした。(鈴木部会長)

銅鐸の鋳型について

- ・「また、この型式の銅鐸鋳型の出土例は、・・・播磨地方で製作された可能性が有力視されている。」とあるが、黒川銅鐸の鋳型ではないのか。(松井部会長職務代理者)
- ・黒川銅鐸の鋳型は、おそらくはっきりとは見つかっていない。(鈴木部会長)

農耕祭祀の西方への広がりについて

- ・「黒川銅鐸は近畿地方を中心に展開した銅鐸を用いる農耕祭祀が西方へと広がる・・・」とあるが、農耕が西方へ広がったという誤解を生まないか。(小都委員)
- ・“農耕”を取って“祭祀が”とする。(鈴木部会長)

「地域的特性」について

- ・「さらに広島県地域の弥生文化の地域的特色を知る上での極めて重要な」とあるが、地域的特色というのは、どのような内容か。(松井部会長職務代理)
- ・“西と東の地域が交錯する地域”という意味である。具体的に書くといろいろ説が分かれるところが出て難しくなってしまうので、広島県地域の弥生文化の地域的特徴という言葉で表現した。(鈴木部会長)
- ・1行目に、「近畿・九州両地域の青銅器を用いる祭祀文化が交錯する地域にあった」と、このことを書いているので、これでいいと思う。東と西の境目、これが弥

生時代もこうだった。今、違う時代でも広島県くらいが境目だと言っているの、
その中で弥生時代もこうだったということが書いてあるので、なかなか迫力がある
と思った。(小都委員)

- ・水系としては江の川水系か。神村銅鐸は芦田川流域であるが、伝達ルートは想定で
きるか。(松井部会長職務代理者)
- ・銅鐸だけでは難しい。土器のほうが圧倒的に出土量が多いので参考になるのではな
いか。周辺の土器はむしろ備後南部の影響が強い。(鈴木部会長)
- ・表現が大きすぎてイメージできない。(松井部会長職務代理者)
- ・黒川銅鐸の指定を受け、今後研究が進めば地域的特色が具体的に出てくるだろう。
そのための重要な資料である。

松井部会長
職務代理者
小都委員
加藤課長
いくつかの修正点が出たので、もう1回文章を整えていただいて、総会に諮るとい
うことでよいか。

最後に執筆者の表記がいるのではないか。

事務局で追記する。

事務局で修正したものを鈴木部会長に送付する。御確認いただきたい。

松井部会長
職務代理者
本部会の意見に沿って、資料の最終調整をしてもらいたい。

なお本日審議した内容については、10月16日に予定している総会に諮ることにな
る。総会においては、様々な観点から御意見・御質問を受けることが予想されるの
で、調書案の基本的事項については、調書案を執筆いただいた鈴木部会長に主に御説
明いただくこととし、必要に応じて各委員が発言することにした。御協力よろしく
願います。

事務局
(平川)
それでは、審議内容について、事務局で修正して、鈴木部会長と連携を取りなが
ら、やっていきたいと思えます。よろしく願います。